

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

令和4年7月19日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる感染防止対策に機動的・重点的に取り組むこととする。

県民・事業者の皆様への要請内容等は、これまでの内容（令和4年3月17日報道発表）のとおりだが、改めてお願いする感染対策等は以下のとおりとする。

<基本的な感染対策の再点検と徹底について>

1 県民の皆様へお願いする事項

- (1) 基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い場面（3密や混雑等）を避けるなどにより、これまでどおりの日常生活を送っていただくこと。
特に、夏場においては、状況に応じたマスクの着脱や、屋内での効果的な換気等にも留意すること。
- (2) 咽頭痛、咳、発熱などの症状がある方は、外出を控えること。
- (3) 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用すること。また会話の際は、マスクを着用すること。
- (4) 高齢者などの重症化リスクの高い方については、ご自身やご家族などの周りの方がワクチンを接種すること。また、効果的に換気を行うことなどにより、感染から身を守るような感染対策を行うこと。
- (5) ワクチン接種については、3回目までの接種を行っていない方や、20代、30代の若い世代の方は、感染による重症化や後遺症から自分を守るためにも、速やかな接種を検討すること。

2 事業者の皆様へお願いする事項

- (1) 業種別ガイドラインの遵守による感染防止対策を徹底すること。
- (2) イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、その規模に関わらず感染防止対策を講じて実施すること。
会合やイベントなどでは、症状のある方が参加しないように呼びかけること。